

福岡県公報

令和5年3月7日
第 379 号

目 次

告 示 (第120号 - 第122号)

| | | |
|-----------------------------|-----------------|---|
| ○解除予定保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) …………… | 1 |
| ○解除予定保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) …………… | 1 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… | 2 |
| 公 告 | | |
| ○指定介護療養型医療施設の辞退 | (介護保険課) …………… | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… | 2 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 | (中小企業振興課) …………… | 2 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (中小企業振興課) …………… | 2 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… | 3 |

公安委員会

| | | |
|-------------------------|-------------------|---|
| ○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 | (警察本部地域総務課) …………… | 4 |
|-------------------------|-------------------|---|

海区漁業調整委員会

| | | |
|------------------|---------------|---|
| ○一本釣りに使用する集魚灯の制限 | (漁業管理課) …………… | 4 |
|------------------|---------------|---|

雑 報

| | | |
|---------------------------------|---------------|---|
| ○福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告 | (道路建設課) …………… | 5 |
| ○福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更 | (道路建設課) …………… | 6 |
| ○北九州高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更 | (道路建設課) …………… | 6 |

告 示

福岡県告示第120号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の32（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第121号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の32（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------------|--------------|------------------------------------|
| 南筑後 | 大牟田 川 副 線 | 柳川市大浜町1149番4先から 柳川市大浜町1149番2先まで |

公 告

公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

| サービス の種類 | 介護保険 事業所番号 | 施設の名称 及び所在地 | 開設者の名称 又は氏名 | 辞 退 年月日 |
|-------------|---------------|----------------|----------------|------------|
|-------------|---------------|----------------|----------------|------------|

| | | | | |
|---------------|------------|-------------------------------------|-------------------|---------------|
| 介護療養型 医療施設 | 4016119184 | 医療法人正周会 猪熊クリニック 遠賀郡水巻町猪熊九丁目4番30号 | 医療法人正周会 水巻共立病院 | 令和5年 3月31日 |
|---------------|------------|-------------------------------------|-------------------|---------------|

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町大字戸切字岸元379番6、379番14及び381番1並びに字本村913番26
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
遠賀郡岡垣町大字戸切379番地の1
株式会社中島ターレット
代表取締役 中嶋 英二郎

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 届出者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 |
|------------|----------------------------|
| 嘉穂無線株式会社 | グッデイ大野城店 大野城市御笠川六丁目8番1外 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年2月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ上宮永店

(2) 所在地 柳川市上宮永町字北馬場143番外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|---------------|------------|---------------|
| 株式会社ドラッグストアモリ | 代表取締役 森 竜馬 | 朝倉市一木1148番地の1 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|---------------|------------|---------------|
| 株式会社ドラッグストアモリ | 代表取締役 森 竜馬 | 朝倉市一木1148番地の1 |

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年10月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,542平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数 (台) |
|--------|----------|
| 建物東側 | 63 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数 (台) |
|--------|----------|
| 建物東側 | 14 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積 (平方メートル) |
|-----------|-------------|
| 建物東側 | 50 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量 (立方メートル) |
|--------------|-------------|
| 建物北側 | 7.51 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---------------|------|------|
| 株式会社ドラッグストアモリ | 24時間 | |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置 |
|-------|--------|
| 2箇所 | 建物敷地東側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ラ・ムー羽山台店
- (2) 所在地 大牟田市大字三池427番6、外8筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見はありません。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月7日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則
交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県行橋警察署の部城井駐在所の項中「犀川木井馬場2291番地1」を「犀川木井馬場1095番地1」に改め、同表福岡県飯塚警察署の部二瀬交番の項中「横田818番地1」を「横田812番地1」に改め、同表福岡県直方警察署の部中山交番の項中「中山交番」を「鞍手交番」に、「大字中山2824番地161」を「大字小牧2272番地1」に改め、同表福岡県八女警察署の部北山駐在所の項中「北山1091番地8」を「北山1091番地2」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1福岡県直方警察署の部中山交番の項の改正規定 令和5年3月15日
- (2) 別表第1福岡県八女警察署の部北山駐在所の項の改正規定 令和5年3月20日

(3) 別表第1福岡県飯塚警察署の部二瀬交番の項の改正規定 令和5年3月21日

(4) 別表第1福岡県行橋警察署の部城井駐在所の項の改正規定 令和5年3月27日

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第204号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和5年3月7日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、LED灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし

、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯 1 個の消費電力は 3 キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は 6 個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は 15 個から、LED 取扱電力（キロワット換算値）を 3 で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B 海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 45 キロワット以内とする。

4 指示期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

雑 報

福岡県道路公社公告第 1 号

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告を次のように定める。

令和 5 年 3 月 7 日

福岡県道路公社

理事長 村 田 泰 英

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告（平成 18 年 10 月福岡県道路公社公告第 2 号）の一部を次のように改める。

一の 2 を次のように改める。

2 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は有料道路事業者が共同で設ける申

込窓口において、以下のア又はイの要件を満たすものとして、福岡県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

ア 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社が別に定めるもの。

イ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車が ETC システム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、福岡県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETC カード（省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告した ETC システム利用規程（以下「利用規程」という。）第 3 条第 1 号に規定する ETC カードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第 3 条第 1 号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記ア又はイの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡県道路公社が別に定めるものについては、福岡県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車が ETC システムを利用して無線通

行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、福岡県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

附 則

この公告は、令和5年3月27日から施行する。

福岡北九州高速道路公社公告第1号

令和3年3月19日付福岡北九州高速道路公社公告第2号「福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間」の内容の一部を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年3月7日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

1 「3 割引をする自動車及び割引率(6)ア」を次のように改める。

ア 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は福岡北九州高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は

「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡北九州高速道路公社が別に定めるものについては、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

2 「5 実施期日」を次のように改める。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、令和5年3月27日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第2号

令和4年3月29日付福岡北九州高速道路公社公告第1号「北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間」の内容の一部を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年3月7日

福岡北九州高速道路公社

理事長 喜 安 和 秀

1 「3 割引をする自動車及び割引率(5)ア」を次のように改める。

ア 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限り。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は福岡北九州高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器をともに使用

する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡北九州高速道路公社が別に定めるものについては、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

2 「5 実施期日」を次のように改める。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、令和5年3月27日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。